

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和8年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

1 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	国費	1/2		1/2		
		県(起債)		市町負担金		
				A市	B市	C町

関係市町の負担割合は計画汚水量をベースに各処理区の構成市町からなる下水道推進連絡協議会で協議、決定している。

2 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	287,174,882
近江八幡市	168,950,760
草津市	394,839,582
守山市	246,386,525
栗東市	221,954,920
甲賀市	191,311,890
野洲市	140,792,300
湖南市	124,021,453
東近江市	212,637,782
日野町	45,343,403
竜王町	37,061,503
計	2,070,475,000

○湖南中部処理区（守山栗東雨水幹線）

市町名	負担金額(円)
守山市	0
栗東市	0
計	0

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	354,410,000

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	249,654,186
長浜市	253,101,888
東近江市	19,807,386
米原市	57,799,710
愛荘町	52,188,744
豊郷町	15,954,072
甲良町	12,033,156
多賀町	15,480,858
計	676,020,000

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	507,670,000

4処理区合計	3,608,575,000 円
--------	-----------------

**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
金額を定めることにつき議決を求めることについて**

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和8年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額 (円)
大 津 市	641,584,882
彦 根 市	249,654,186
長 浜 市	253,101,888
近 江 八 幡 市	168,950,760
草 津 市	394,839,582
守 山 市	246,386,525
栗 東 市	221,954,920
甲 賀 市	191,311,890
野 洲 市	140,792,300
湖 南 市	124,021,453
高 島 市	507,670,000
東 近 江 市	232,445,168
米 原 市	57,799,710
日 野 町	45,343,403
竜 王 町	37,061,503
愛 荘 町	52,188,744
豊 郷 町	15,954,072
甲 良 町	12,033,156
多 賀 町	15,480,858
計	3,608,575,000
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。	